



## 今、改めて注目される無形資産

— コロナ禍において中小企業が事業を継続するための着眼点として —

井上 有弘

### ポイント

- 2020年8月に公表された「金融行政方針」には、有形資産以外の経営資源も含めて事業を包括的に把握しようとする視点が示されており、無形資産を強く意識したものといえる。
- 無形資産への注目としては、「統合報告書」による企業情報の開示内容、米国の大手IT(情報技術)企業の近年の急成長要因としても、改めて注目されている。
- 無形資産の代表的な分類として、①情報化資産、②革新的資産、③経済的競争能力の3つがある。中小企業向けには、競争力の源泉を「知的資産」として捉える国の支援施策が従来からある。
- 財務情報には表われてこない中小企業の強みである知的資産は、コロナ禍において中小企業が事業を継続していくためにも有用な着眼点といえる。

### 1. 金融庁「包括担保法制」を検討に

無形資産が改めて注目されている。2020年8月に公表された「金融行政方針」には、「コロナと戦い、経済の力強い回復を支える」ための制度面の対応として、「金融機関が借り手を全面的に支えられる包括担保法制等を含む融資・再生実務の検討」との記載がある(図表1)。そこでは、「有形資産に乏しい事業者は将来性があっても依然として経営者保証の負担を負

わざるを得ない場合があることや、従来の個別資産ベースの担保法制では債権者の最終的な関心が事業の継続価値よりも個別資産の清算価値に向きがちであるといった課題がある」との認識が示されている。

無形資産という用語は使われていないものの、有形資産以外の経営資源も含めて事業を包括的に把握しようとする視点は、無形資産を強く意識したものといえる<sup>1)</sup>。

(図表1)「金融行政方針」における「包括担保法制」に関する記載

#### 「令和2事務年度 金融行政方針」

##### 1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

【コロナと戦い、経済の力強い回復を支える】

##### (3)制度面の対応

##### ②金融機関が借り手を全面的に支えられる包括担保法制等を含む融資・再生実務の検討

今般のコロナ禍では、事業性評価や伴走型支援といった金融機関の平時からの取組みの真価が問われた。危機時において、事業者のためにリスクを取り、迅速に支援するためには、平時から事業者と緊密な関係を築き、事業実態を理解している必要があることが、改めて認識された。こうした事業者・金融機関の緊密な関係構築を促し、価値ある事業の継続につなげていくことは、将来の危機への耐性を高める上でも、今後の日本経済の力強い回復を支える上でも、重要だ。

事業継続を支えられるような望ましい融資・再生実務のあり方について、実務家や有識者との研究会を通じ、現在の経済環境や海外の実務も踏まえつつ、検討していく。現状では、有形資産に乏しい事業者は将来性があっても依然として経営者保証の負担を負わざるを得ない場合があることや、従来の個別資産ベースの担保法制では債権者の最終的な関心が事業の継続価値よりも個別資産の清算価値に向きがちであるといった課題がある。金融機関に事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような、事業を包括的に把握し支える担保権等の実務上の可能性を模索していく。(強調は筆者)

(備考) 金融庁資料より、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

## 2. 無形資産への注目

無形資産とは、「貸借対照表上に計上される無形固定資産と同義ではなく企業が保有する形のない経営資源すべてであり、中長期的に企業の価値創造に結びつくことが考えられ、かつ必ずしも定量化されていないもの」<sup>2</sup>とされている。

無形資産への注目は、「統合報告書」<sup>3</sup>による企業情報の開示内容にもみられる。上場企業の年次報告では、財務情報(定量データ)にもとづく報告に加えて、企業の長期的な価値創造のシナリオを具体的に説明するなど非財務情報(定性データ)を統合した統合報告書による開示が広がっている。

また、米国の大手 IT(情報技術)企業の近年の急成長要因を、購買履歴など大量データの蓄積やその活用等に求めるなど、無形資産を重視する論考<sup>4</sup>も多い。企業価値の源泉としての無形資産が改めて注目されているのである。

## 3. 無形資産の分類

無形資産については、従来の会計基準では把握されないものもあるため、認識や評価のために様々な分類方法が提示されている。主なものとして、①情報化資産、②革新的資産、③経済的競争能力の3つに分類するものがある(図表2)。

(図表2) 無形資産の分類

| 無形資産    | 例                                    |
|---------|--------------------------------------|
| 情報化資産   | ・ソフトウェア<br>・データベース                   |
| 革新的資産   | ・研究開発<br>・著作権、ライセンス<br>・製品開発、設計、デザイン |
| 経済的競争能力 | ・ブランド<br>・企業固有の人的資本<br>・組織構造         |

(備考) 「経済財政白書(平成23年度)」等より、信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

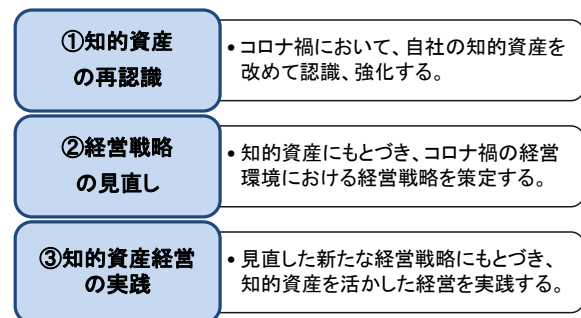
この無形資産の分類は、主に大企業を想定したものである。中小企業向けには、財務諸表には表れてこない競争力の源泉を「知的資産」として捉える国の支援施策が従来から行われている。例えば、中小企業・支援者向けの刊行物として、「中小企業のための知的資産経営マニュアル」(2007年、中小企業基盤整備機構)などが公表されている。

## 4. 中小企業の「強み」である知的資産

知的資産とは、「特許やブランド、ノウハウなどの知的財産と同義ではなく、それらを一部に含み、さらに組織力、人材、技術、経営理念、顧客等とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資源の総称」<sup>5</sup>とされている。

また、知的資産経営とは、それぞれの企業の強み(知的資産)をしっかりと認識し、活用することで、業績や企業価値の向上に結びつけていくこととされる(図表3)。

(図表3) コロナ禍における知的資産経営



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

包括担保法制が制度化され融資実務に取り入れられるには相応の時間を要すると考えられる。一方で、財務情報には表われてこない中小企業の強みである知的資産は、コロナ禍において中小企業が事業を継続していくためにも有用な着眼点といえる。当面の資金繰り対応の先にある事業継続や事業の再構築に際しては、知的資産経営の考え方や手法が役立つものと考えられる。以上

<sup>1</sup> 2020年10月13日付『日本経済新聞』1面では、「無形資産 担保に融資 事業価値評価 不動産偏重見直し 政府検討」との見出で、「政府は企業の技術や顧客基盤などの無形資産を事業の価値として評価し、担保にできる新制度を検討する」と報じている。

<sup>2</sup> 八角憲男、『会計概念の「無形資産」から経営資源の「知的資産」へ』、2013年

<sup>3</sup> 統合報告書は、主に大手企業が発行する、従来、独立して公表されていた財務情報と非財務情報を関連づけ、長期的な企業価値向上に繋がる取り組みを一覧できるようにすることが多い。

<sup>4</sup> ジョナサン・ハスケル、ステファン・ウェストレイク、『無形資産が経済を支配する 資本のない資本主義の正体』、2020年1月、東洋経済新報社

<sup>5</sup> 近畿経済産業局 HP  
([https://www.kansai.meti.go.jp/2giki/chitekishisan/chiteki\\_top.html](https://www.kansai.meti.go.jp/2giki/chitekishisan/chiteki_top.html))